

事務連絡
平成23年12月19日

社団法人全国木材組合連合会会長 殿

林野庁 経営課 特用林産対策室長

福島原子力発電所事故による損害賠償関連Q&A等の送付について

平素から特用林産の振興に当たり、特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

福島原子力発電所の事故に伴い、特用林産物関係についても出荷制限等の損害が発生しているところであり、これら損害の賠償請求について、各都道府県の皆様にも多大な御尽力をいただいているところです。

損害の範囲の判定等の考え方については、平成23年8月5日に原子力損害賠償紛争審査会から出された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という。）が基本になりますが、必ずしも中間指針に明記されていない損害が損害賠償の対象にならないというものではありません。

こうした中、生産者や関係団体の皆様からは、損害賠償の対象について多くの問い合わせをいただいているところです。

そこで、今回、特用林産物の損害賠償に関する既存の資料を下記のとおりお送りしますので、貴団体及び傘下の皆様等における損害賠償請求の参考としてご活用願います。

また、中間指針、中間指針に関するQ&A等については、文部科学省のホームページに掲載されておりますので、詳しくはそちらを御覧下さい。

記

- 「きこの原木及び菌床用培地の当面の指標値設定に関するQ&A」（平成23年11月4日「きこの原木需給情報全国連絡会議」資料）
- 「調理加熱用の薪及び木炭の放射性セシウム測定のための検査方法に関するご質問と回答について」（平成23年12月9日林野庁ホームページ掲載）
- 平成23年10月福島県の原木しいたけ生産者団体の皆様からの要請への農林水産省の回答
- 平成23年10月茨城県の原木しいたけ生産者団体の皆様からの要請への農林水産省の回答
- 平成23年12月5日 参議院行政監視委員会議事録抜粋
- 中間指針に関するQ&A集〈総論〉
- 中間指針に関するQ&A集〈農林漁業・食品産業の方向け〉

担当：林野庁経営課特用林産対策室
課長補佐（特用林産指導班）田代今朝広
電話：03-3502-8059
FAX：03-3502-8085
E-mail：kesahiro_tashiro@nm.maff.go.jp



きのご原木及び菌床用培地の当面の指標値設定に関するQ & A (原子力損害賠償関係)

(問1) 検査の結果、150ベクレルを超えた場合、どのような手続きで出荷制限指示等がなされるのか。

(答)

- 平成23年10月6日、農林水産省は、きのご原木及び菌床用培地の当面の指標値(150ベクレル/kg(乾重量))を設定し、各都道府県、関係団体に通知し、当該指標値を超えるきのご原木及び菌床用培地の使用・生産又は流通が行われないよう要請したところです。
また、平成23年10月31日、農林水産省は、きのご原木及び菌床用培地の検査方法を定め、各都道府県、関係団体に通知したところです。
- これらの通知を受け、きのご原木及び菌床用培地の製造事業者は、きのご原木及び菌床用培地を検査し、その結果、指標値を超えている場合は、それらの出荷を取りやめることとなります。
また、これらの通知の発出以前からきのご生産者が所有しているきのご原木及び菌床用培地(原発事故以降に17都県から購入したきのご原木や米ぬか等の生産資材を用いるなど放射性物質の影響が考えられるもの)については、きのご生産者がきのご原木等について検査を行い都道府県に報告していただきます。その結果、指標値を超えている場合は、都道府県が製造事業者に対し使用・出荷の自粛要請し、それらの使用・出荷を取りやめることとなります。

(問2) 検査の結果、150ベクレルを超え、きのご原木及び菌床用培地の出荷や使用が制限された場合の損害について、東京電力による賠償の対象となるのか。

(答)

- 平成23年8月5日に原子力損害賠償紛争審査会が策定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(以下「中間指針」)において、東京電力が賠償すべき損害と認められる一定の範囲の損害類型が示されています。
- 中間指針で、政府等による農林水産物等の出荷制限指示等(政府が本件事故に関し行う指示に加え、地方公共団体が本件事故に関し合理的理由に基づき行うもの及び生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で本件事故に関し合理的理由に基づき行うものを含むとされている。)に係る損害について、東京電力が賠償すべき損害の項目として、
 - ・営業損害(減収及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用)、
 - ・就労不能等に伴う損害(勤労者の給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用)、
 - ・検査費用(財物の検査に関して負担を余儀なくされたもの)が明記されており、きのご原木、菌床用培地に係る損害についても、これらの損害項目に該当するものが、東京電力が賠償すべき損害となるものと考えられます。(中間指針34～37頁を参照)

(問3) 政府等による指示等に基づき行われたきのご原木や菌床用培地の検査に要した経費については、東京電力による賠償の対象となるのか。

(答)

中間指針で、政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害について、東京電力が賠償すべき損害の項目として、検査費用(財物の検査に関して負担を余儀なくされたもの)が明記されており、きのご原木や菌床用培地の検査に関し、きのご生産者その他の事業者が負担した費用についても、これに該当するものが、東京電力が賠償すべき損害となるものと考えられます。(中間指針34～37頁を参照)

〈「調理加熱用の薪及び木炭の放射性セシウム測定のための検査方法に関するご質問と回答について」(平成23年12月9日林野庁ホームページ掲載)〉

Q8：出荷や使用ができなくなった場合の損害や検査費用は東京電力による賠償の対象になりますか。

A8. 平成23年8月5日に原子力損害賠償紛争審議会が策定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(以下「中間指針」。)において、東京電力が賠償すべき損害と認められる一定の範囲が示されています。

具体的には、政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害について、東京電力が賠償すべき損害の項目として、

- ・ 営業損害 (減収及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用)
- ・ 就労不能等に伴う損害 (勤労者の給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用)
- ・ 検査費用 (財物の検査に関して負担を余儀なくされたもの)

が明記されていますので、薪及び木炭に係る損害についても、これらに該当するものが東京電力が賠償すべき損害と考えられます。

1. 損害、被害額の早期完全実施と楢木の補償について

楢木の補償を含め、損害賠償の早期完全実施を図ること。

(回答)

- 1 今回の東京電力福島原子力発電所の事故による農林漁業者等の損害に対する賠償については、東京電力により早急に賠償金が支払われることが基本です。
- 2 東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（以下「中間指針」という。）においては、きのこを含め貴県において産出された農林産物について、出荷制限指示等に伴い生じた、又は消費者等による買い控え等のために生じた減収及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が、原則として賠償の対象と認められるとされています。ほだ木に係る損害についても、この追加的費用として認められる範囲で賠償の対象となると考えられます。
- 3 農林水産省としては、被害者の早期救済の観点から、これまでも関係県や団体、東京電力による連絡会議を7回開催するなど、東京電力に対し賠償金の早期支払い等を求めてきたところです。今後とも、連絡会議を開催するなど、関係者への情報提供や東京電力への働きかけを行い、適切かつ速やかな賠償の実現に向けて、できる限りの取組みを行ってまいります。

1. 損害賠償の早期完全実施について

1 損害賠償請求の繁雑な事務は、特にご高齢の農家にとって大きな負担となり、泣き寝入りをせざる負えない農家もあります。このような農家に配慮した損害賠償請求様式にするよう要望します。

(回答)

- 1 損害賠償請求の手続の詳細については、東京電力より、9月21日に発表が行われるとともに、農業者が損害賠償請求を行うための請求書様式が10月3日から発送されたと承知してはいますが、東京電力は、これまでの関係県や団体、東京電力による連絡会議等において、請求者に個別の事情があれば相談に応ずる旨明言してきたところです。
- 2 このため、貴団体におかれましても、請求者の負担増につながらない請求方法について東京電力に御相談いただくことも有効と考えております。
- 3 なお、農林業関係の損害について、各県の損害賠償に係る協議会を通じて請求する場合は、東京電力と協議した結果、東京電力から示された請求書様式ではなく、以前から協議会が使用していた請求書様式により引き続き請求を行うこととしていると聞いております。
- 4 農林水産省としても、被害者の早期救済の観点から、これまでも連絡会議を7回開催するなど、東京電力に対し賠償金の早期支払いや請求方法の改善等を求めてきたところです。
今後とも、連絡会議を開催するなど、関係者への情報提供や東京電力への働きかけを行い、適切かつ速やかな賠償の実現に向けて、できる限りの取組みを行ってまいります。

1. 損害賠償の早期完全実施について

2 東京電力の損害賠償に関する説明会（平成23年9月9日茨城県庁）では、基準年度も設けて、それに対する比較という形での逸失利益の算定をしていますが、この方法の場合、欠点がいくつかあります。まず、平成22年夏が大変な猛暑であったため、猛暑に弱い椎茸の特徴で、この（基準）年度の真夏の期間の売上が平年より少ない農家があること。また農家は、年毎に生産規模（＝生産量）が違うことが普通で、規模拡大などにより生産予定量が平成22年度より23年度の方が多いたることが見込まれる椎茸農家にとっては、基準年度との比較自体が機能しないこと。逸失利益の計算には、これらの要素も含めるよう要望します。

（回答）

- 1 損害賠償請求の詳細については、東京電力より、9月21日に発表が行われ、同社の賠償基準が示されたと承知していますが、東京電力は、これまでの関係県や団体、東京電力による連絡会議等においても、請求者に個別の事情があれば相談に応ずる旨明言してきたところです。
- 2 このため、貴団体におかれましても、生産実態を踏まえた賠償額の算定について東京電力に御相談いただくことも有効と考えております。
- 3 農林水産省としても、被害者の早期救済の観点から、これまでも連絡会議を7回開催するなど、東京電力に対し賠償金の早期支払いや請求方法の改善等を求めてきたところです。
今後とも、連絡会議を開催するなど、関係者への情報提供や東京電力への働きかけを行い、適切かつ速やかな賠償の実現に向けて、できる限りの取組みを行ってまいります。

2. 損害賠償にしいたけのセシウム値を下げる栽培方法の費用を加えることについて

最近、椎茸のセシウム値を下げる栽培方法がいろいろと案出されてきました。これが確立するのにはもう少し時間がかかりますが、いずれにしても、それにはコストがかかります。そのコストを損害賠償の対象とするよう要望します。

(回答)

- 1 平成23年度1次補正予算において、福島及び周辺7県についてきのこ原木のサンプリング調査やほだ木からきのこへの放射性物質の移行に関する調査を実施し、きのこ原木については、10月6日に安全なきのこを生産するための当面の指標値として、 150Bq/Kg をお示しいたしました。
引き続き、放射性物質がきのこ原木への与える影響に関する調査を実施して参ります。
- 2 賠償については、東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（以下「中間指針」という。）において、きのこを含め貴県において産出された農林産物について、消費者等による買い控え等のために生じた減収及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が、原則として賠償の対象と認められるとされています。しいたけのセシウム値を下げる栽培方法をとった場合にかかった追加的なコストについても、この追加的費用として認められる範囲で賠償の対象となると考えられます。
- 3 なお、24年度当初予算において、新たに放射性物質の被害防止を図るため簡易ハウスなど防除施設の整備への支援、きのこ原木等に係る放射性物質の継続的なモニタリング及び放射性物質の汚染を低減させ産地を再生させるための技術の検証（原木の洗浄など）を行う事業について要求しております。

3. しいたけのセシウム値を「検出無し」にする栽培方法の開発とその普及、その生産者側費用を損害賠償額に加えることについて

風評被害を避ける手段として、椎茸のセシウム値を「検出無し」にする栽培方法の開発とそれを生産者が行う場合のコストを国及び東京電力側に求めます。

(回答)

- 1 平成23年度1次補正予算において、福島及び周辺7県についてきのこ原木のサンプリング調査やほだ木からきのこへの移行に関する調査を実施し、きのこ原木については、10月6日に安全なきのこを生産するための当面の指標値として、 150Bq/kg をお示しいたしました。
引き続き、放射性物質がきのこ原木への与える影響に関する調査を実施して参ります。
- 2 また、24年度当初予算において、新たに放射性物質の被害防止を図るため簡易ハウスなど防除施設の整備への支援、きのこ原木等に係る放射性物質の継続的なモニタリング及び放射性物質の汚染を低減させ産地を再生させるための技術の検証（原木の洗浄など）を行う事業について要求しております。
- 3 さらに、東京電力による賠償の範囲を示す中間指針においては、きのこを含め貴県において産出された農林産物について、消費者等による買い控え等のために生じた減収及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が、原則として賠償の対象と認められるとされています。しいたけのセシウム値を下げる新たな栽培方法をとった場合にかかった追加的なコストについても、この追加的費用として認められる範囲で賠償の対象となると考えられます。

〈平成 23 年 12 月 5 日参議院行政監視委員会議事録抜粋〉

第 179 回国会 行政監視委員会 第 1 号 平成二十三年十二月五日（月曜日）
午後一時開会

（乾しいたけ損害賠償関連）

○岩井茂樹君

続きまして、食の安全の確保のため、汚染食品の出荷を停止した際の生産者への対応についてお尋ねいたします。

生産者から、今回の被害により、今期予定される収入が閉ざされ、これからの乾燥シイタケ生産が非常に厳しい環境となっています。出荷自粛を要請された当産地だけでなく、東日本を始め全国に及ぶ問題と考えます。乾燥シイタケの放射性セシウムによる直接被害及び風評被害に対する対策、補償が確実に生産者に届くよう、文部科学省による中間指針に織り込んでいただき、国による補償が必要と考えますとの御意見をいただいております。

この中間指針を見ますと、静岡県の風評被害の対象は、品目類型 b、これはお茶、そして品目類型 g、これは牛肉、食用に供される牛だけでありまして、シイタケは対象となっております。この中間指針は原子力損害の賠償に関する法律に基づいておりますが、この法律の第一条では「被害者の保護を図り、」と定められております。

質問をいたします。この規定を踏まえて、生産者に対する国の補償についてお尋ねいたします。具体的に被害を被った生産者に対する補償等について、対策を御説明願います。

○副大臣（奥村展三君） 委員の地元、特に伊東市、伊豆市におきまして、もう既に今お話をいただきましたとおり、暫定規制数値を超えた干しシイタケが出回っているということもありまして、県の方といたしましても自粛要請をいただきました。

文科省といたしましては、先ほどおっしゃいましたとおり、中間指針に基づきましていろいろ検討して損害等のことを議論をしまいましたが、当然これは補償の対象になるという見解を持っているところでございます。

ですから、特に本事故との因果関係を十二分に精査をしながら、我々も、御質問いただいたことに鑑みまして、いろいろ進めてまいりましたが、今申し上げましたとおり、適切に対応がなされるものというように考えているところでございます。

○岩井茂樹君 今、当然対象となるというお答え、いただきました。是非、生産者の立場に立ってのいろんなしっかりとした対策を取っていただければと思います。

<総論>

①全般

問 1. 中間指針の位置付けと内容について

(答)

1. 今般決定された中間指針は、これまでに策定された第一次指針及び第二次指針（追補を含む。）で既に決定・公表した内容にその後の検討を加え、賠償すべき損害と認められる原子力損害の当面の全体像を示したものです。

2. 中間指針では、新たに特定避難勧奨地点からの避難費用等、食品産業、製造業等を含む全産業における風評被害及び第一次被害者の取引先に生じた営業損害（いわゆる間接被害）などの損害類型が追加され、全体としては次のような損害類型が対象とされています。

①政府による避難等の指示等に係る損害

検査費用（人）、避難費用、一時立入費用、帰宅費用、生命・身体的損害、精神的損害、営業損害、就労不能等に伴う損害、検査費用（物）、財物価値の喪失又は減少等

②政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害

営業損害、就労不能等に伴う損害

③政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害

営業損害、就労不能等に伴う損害、検査費用（物）

④その他の政府指示等に係る損害について

営業損害、就労不能等に伴う損害、検査費用（物）

⑤いわゆる風評被害

営業損害、就労不能等に伴う損害、検査費用（物）

（分野）農林漁業・食品産業、観光業、製造業、サービス業等、輸出

⑥いわゆる間接被害

営業損害、就労不能等に伴う損害

⑦放射線被曝による損害

⑧被害者への各種給付金等と損害賠償金との調整

⑨地方公共団体等の財産的損害等

3. なお、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて認められることがあるとされています。また、こうした損害については、今後、事故の収束等の状況の変化に伴い、必要に応じて改めて検討することとされています。

問2. 損害賠償請求をするのに期限（時効）はあるのか。

（答）

1. 不法行為による民法上の損害賠償請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った日から3年で消滅時効が完成し、あるいは、不法行為の時から20年を経過したときに除斥期間により消滅するのが原則とされています。
2. 20年の起算点となる不法行為の時とは、基本的に、本件事故の日（平成23年3月11日）です。但し、放射線被曝による晩発性障害など、その損害の性質上、事故からかなりの期間を経て損害が発生する場合等については、本件事故日ではなく、現実に損害が発生した時点を除斥期間の起算点とすることも考えられます。

（参考1）民法

（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）

第七百二十四条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

（参考2）最高裁平成18年6月16日第二小法廷判決

「民法724条後段所定の除斥期間の起算点は、『不法行為の時』と規定されており、加害行為が行われた時に損害が発生する不法行為の場合には、加害行為の時がその起算点となると考えられる。しかし、身体に蓄積する物質が原因で人の健康が害されることによる損害や、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる疾病による損害のように、当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となると解すべきである」

問3. 損害賠償金に課税はなされるのか。また、なされるとして、それはどの時点でなされるのか（賠償金受取時、確定時など）。

(答)

1. 損害賠償金については、賠償される損害の内容や賠償額が確定した際に、その損害の内容に応じて課税の内容が判断されます。
2. 一般的には、個人の方が受け取る精神的損害など心身の損害に係る賠償金や家事用資産の損害に係る賠償金は非課税となります。一方、給料や自営業者の収益等のように通常課税されるものに対する賠償金については、事業所得などの収入に算入することになります。

(注) 損害賠償金が収入に算入される場合であっても、減価償却費などの必要経費を控除して所得が発生しなければ、課税関係は生じません。

また、給与等の減収分に対するものは、一時所得として取り扱われますので、給与所得として課税されるよりも税負担が軽減されることとなります。

3. なお、支払われる損害賠償金の額は、被害者の皆様の得られるべき手取り額が、事故がなかった場合と同様となるよう、税引き前のものとなっています。
4. ご不明な点は、お近くの税務署にお問い合わせください。

(参考) 所得税に関する基本的な考え方 (税務当局)
【非課税と考えられる損害賠償金】

避難費用、一時立入費用、帰宅費用、検査費用（人）、検査費用（物（家事用資産））、生命・身体的損害、精神的損害、財物価値の喪失又は減少等（棚卸資産以外）

【収入に算入することとなると考えられる損害賠償金】

営業損害、就労不能等に伴う給与等の減少、検査費用（物（業務用資産））、財物価値の喪失又は減少等（棚卸資産）

問4. 中間指針で対象とされていない損害は賠償対象とならないのか。

(答)

1. 中間指針は、事故が収束せず被害の拡大が見られる状況の下、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したものです。
2. このため、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて認められることがあるとされています。

問5. 中間指針までに示されなかった損害等については、今後
も検討対象となるのか。

(答)

1. 中間指針は、本件事故が収束せず被害の拡大が見られる状況の下、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したものです。
2. このため、中間指針までに示されなかった損害等についても、今後、本件事故の収束、避難区域等の見直し等の状況の変化に伴い、必要に応じて改めて検討することとされています。

②支払手続

問6. 損害賠償金はいつ払われるのか。仮払いのスケジュール如何。

(答)

1. 仮払いに関しては、現在、東京電力株式会社が「仮払補償金」の支払を着実に進めていると認識しています。
2. その上で、政府としては、東京電力株式会社に対し、今回の原子力損害賠償支機構法の成立を受けて、中間指針も踏まえながら、速やかに本格的な賠償に移行するよう促していく予定です。
3. なお、東京電力株式会社は、中間指針の決定を受け、9月中に請求の受付を開始し、10月中の支払開始を目指していくとしています。

問7. 損害賠償金をもらうためにはどうすればよいか。

(答)

1. 今回の事故による損害については、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、原子力事業者である東京電力株式会社が賠償することになり、被害を受けた方は、東京電力株式会社に対して損害賠償請求を行うことが必要です。
2. このため、東京電力株式会社は、「福島原子力補償相談室」を設置し、損害賠償の請求を受け付けています。加えて、農協、漁協等の生産者団体（地方公共団体も協力）や中小企業団体でも、損害賠償請求の取りまとめが行われています。
3. 国としては、指針を踏まえた速やかな賠償が実現されるため、県・市町村や関係団体と連携しながら、被害者を支援します。また、東京電力株式会社が損害を賠償するために必要な援助を行います。

(参考1) 東京電力株式会社の福島原子力補償相談室
電話番号 0120-926-404
受付時間 9:00~21:00

- (参考2) 福島県 原子力損害対策協議会
- 福島県内において、原子力損害を受けた関係者及び関係地方自治体等相互の連絡調整を図るために設けられた会議。
 - 各種団体、関係市町村、福島県等の36団体等が参加。

(関連問 1.) 損害賠償請求に関する相談をしたい場合、どこにすればよいのか。

(答)

1. 東京電力株式会社では「福島原子力補償相談室」を設置し、損害賠償の請求を受け付けていますので、請求にかかる具体的な手続等は、以下の連絡先にお問い合わせ下さい。
2. また、国としては、「原子力損害賠償紛争解決センター」を設置し、9月1日から仲介の申立ての受付を行うので、そちらにお問い合わせを頂くことも可能です。

(注) なお、今後設立予定の「原子力損害賠償支援機構」が東京電力株式会社に資金援助を行った場合には、同機構又は同機構から委託を受けた第三者は、被害者の方々からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うこととされており、被害者の方は、上記資金援助がなされた場合には、同機構等にご相談を頂くことも可能。

(参考 1) 東京電力株式会社の福島原子力補償相談室
電話番号 0120-926-404
受付時間 9:00~21:00

(参考 2) 原子力損害賠償紛争解決センター
文部科学省に置かれ、公平・中立な立場から和解の仲介を行う組織。

(参考 3) 原子力損害賠償支援機構法
(相談及び情報提供等)

第五十三条 機構は、原子力事業者に対する資金援助を行った場合には、当該原子力事業者に係る原子力損害を受けた者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。この場合において、機構は、当該業務を第三者に委託することができる。

(関連問2.) 団体や市町村等を経由せずに、1個人あるいは1法人として東京電力株式会社に請求する場合、その手続はどのようなのか。

(答)

東京電力株式会社では「福島原子力補償相談室」を設置し、損害賠償の請求を受け付けていますので、請求にかかる具体的な手続等は、以下の連絡先にお問い合わせ下さい。

(参考) 東京電力福島原子力補償相談室

電話番号 0120-926-404

受付時間 9:00~21:00

問8. 賠償金の支払手続に備えて、どのような資料を用意すればよいか。

(答)

1. 住民（事業者、農家）の皆様におかれましては、現時点でわかる範囲で被害内容を把握し、東京電力株式会社への損害賠償請求に当たって証拠となりうる書類（ホテルや電車代の領収書、会計帳簿、給料明細等）を可能な限り準備しておいていただければと考えています。
2. なお、これまで、東京電力株式会社による仮払補償金の申請の際には、以下の書類が求められています。

【避難された方々】

- ・ 申請書類
- ・ 住民票

【農林漁業関係者】

（農林業）

- ・ 従業者証明書
- ・ 農地基本台帳記載事項証明書
- ・ 耕作証明書
- ・ その他 [出荷量・取引額に関する書類等]

（漁業）

- ・ 従業者証明書
- ・ 漁業許可証
- ・ その他 [漁船登録票・漁獲高に関する書類等]

【中小企業者への仮払補償金】

- ・ 商業登記簿謄本（法人）又は事業主の住民票（個人）
- ・ 粗利額を証明する書類
- ・ 避難区域等において平成23年3月12日時点で事業を営んでいたことを証明する書類等

問9. 損害賠償金の額はどのように決まるのか。

(答)

1. 具体的な損害賠償金の額は、指針に示された損害範囲の判断基準や考え方の下で、被害を受けた方毎に異なる個別の事情に応じて、東京電力株式会社との協議によって決まることとなります。
2. 仮に東京電力株式会社との協議で損害額が決められなかった場合には、国が設置する「原子力損害賠償紛争解決センター」による和解の仲介により、あるいは、最終的には裁判によって損害額が決まることになると考えられます。

問10. 請求額の1/2の仮払いを受けたが、最終的な賠償金額の確定と精算はいつ行われるのか。

(答)

1. 政府においては、東京電力株式会社に対し、今回の原子力損害賠償支機構法の成立を受けて、中間指針も踏まえながら、速やかに本格的な賠償に移行するよう促していくこととしています。
2. 中間指針の決定を受け、9月中に請求の受付を開始し、10月中の支払開始を目指していくものとしており、これにより、支払われた1/2の仮払い金の精算も併せて行われるものと考えます。

問 1-1. 東京電力が全てを賠償できなかった場合、国は東京電力に代わって賠償するのか。

(答)

1. 今般の原子力損害は、東京電力株式会社が法律上の一義的な賠償責任を持って賠償を実施すべきものであり、国としても、社会的な責任を踏まえて政策的な支援を行うこととしています。
2. この支援に関して、当座必要な予算として、すでに第2次補正予算で2兆円を計上しています。
3. 国としては、東京電力株式会社が迅速かつ適正な賠償を実施できるよう、今後とも引き続き支援をして参りたいと考えています。

問 1 2. 仲介組織はいつできるのか。仲介の申込みにはどのような資料が必要なのか。

(答)

1. 今回の事故の被害者に対しては、一刻も早く、賠償金の支払いが行われることが重要と考えています。一方、今回の事故では、原子力損害賠償に関する多数の紛争が生じることが予想されるため、政府としては、迅速な紛争解決による被害者救済を進めるため、和解の仲介を行う「原子力損害賠償紛争解決センター」を設置しました。
2. 同センターでは、9月1日から和解の仲介の申立ての受付を開始し、和解の仲介に関する相談も適宜行います。詳細についてはセンターにお問い合わせ下さい。
3. なお、申し立てに必要な書類は、文部科学省のホームページからダウンロードできます。

今後、申立様式や記載例については、被災地の県庁、市役所、避難所、弁護士会等にも備えつける予定です。

(参考) 原子力損害賠償紛争解決センターのお問い合わせ先

TEL (※) : 0120-377-155 (平日 10:00~17:00)

※9月1日からのご案内となります

E-mail: chukai@mext.go.jp

URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/baisho/1304756.htm

問 13. 仲介組織を経由せずに裁判することは可能か。また、仲介の内容が不満であれば裁判することはできるのか。

(答)

1. 本件事故については、政府において「原子力損害賠償紛争解決センター」を設立することを予定しています。

2. 同センターは、被害者と原子力事業者との原子力損害の賠償に関する交渉の中で合意がされない、あるいはされる見込みのない場合に、一方又は双方からの申し立てによって和解の仲介手続を行うものであり、同センターを利用せずに直接民事訴訟を提起することは妨げられません。

3. また、同センターが提示する和解案に法的拘束力は生じず、和解案に不満を有する当事者が民事訴訟を提起することは妨げられません。

(参考) 原子力損害の賠償に関する法律

第十八条 文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会（以下この条において「審査会」という。）を置くことができる。

2 審査会は、次に掲げる事務を処理する。

一 原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと。

二・三 (略)

問 1 4. 団体が損害賠償請求のとりまとめに要した事務費は賠償対象となるのか。

(答)

1. 団体が損害賠償請求のとりまとめに要した事務費については、中間指針では記載されていません。
2. 但し、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得るとされています。

<農林漁業・食品産業の方向け>

①避難等の指示関係

問127. 避難指示等により事業に支障が生じ、倒産・廃業せざるを得なくなった。この場合、賠償の対象となる金額はどのようなものとなるのか。また、農林漁業者に「特別な考慮をする」とは、具体的にどのようなことか。

(答)

1. 中間指針では、政府が行う指示等により倒産・廃業した場合の「営業損害」について、

- ① 営業資産の価値が喪失又は減少した部分（減価分）、
- ② 一定期間の逸失利益
- ③ 倒産・廃業に伴う追加的費用

等を賠償すべき損害とすることが考えられるとされています（中間指針第3の7の（備考）8））。

2. また、逸失利益が賠償されるべき「一定期間」の検討に当たっては、農林漁業者等に「特別な考慮をする」とされています（中間指針第3の7の（備考）10））。これは、一般に農林漁業者は他の業種に比べて転業することがより困難であることを踏まえたものであり、例えば、他の業種の場合よりも「一定期間」を長めに算定することが考えられます。

問128. 避難指示等区域内の農地の除染費用が非常に高額になり、農地自体の時価を上回る場合も、除染費用は全額賠償されるのか。

(答)

中間指針では、避難指示等区域内の財物の除染費用等について、原則として当該財物の客観的価値の範囲内のものが賠償すべき損害とされているが、文化財、農地等代替性がない財物については、例外的に、合理的な範囲で当該財物の客観的価値を超える金額の賠償も認められ得るとされています（中間指針第3の10（備考）4）。

②出荷制限等関係

問 1 2 9. 出荷制限指示等の対象品目であるが、事故発生時以前又は出荷制限指示以前に仕入れたものに係る減収分及び追加的費用は賠償の対象となるのか。

(答)

1. 出荷制限指示等の対象品目であるが事故発生以前に仕入れたものは、基本的には放射線物質に汚染されておらず通常は当該指示等の対象外と考えられますが、その場合には、これに係る減収分や追加的費用は中間指針第5に記述する出荷制限指示等に伴う損害ではありません。
但し、その場合であっても、中間指針第7の風評被害として賠償の対象となることはあり得ます。
2. 事故発生以後出荷制限指示以前に仕入れたものは、通常は当該指示等の対象と考えられ、その場合には、これに係る減収分及び追加的費用は中間指針第5に記述する出荷制限指示等に伴う損害として賠償の対象となり得ます。

問130. 自家消費等に栽培していた農林産物が、摂取制限指示により食べられなくなったが、賠償の対象となるのか。

(答)

1. 農林産物を自家消費等に栽培していた者において、摂取制限指示に伴い生じた減収又は食費の増加は、その栽培が事業活動として行われているものではない場合、中間指針に記述されている営業損害には当たりません。
2. しかしながら、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得るとされています。

問 1 3 1. 県の出荷自粛要請により放射性物質に汚染された粗飼料や当該粗飼料を給与した肉牛の出荷を自粛した場合の減収分は賠償の対象となるのか。

(答)

1. 県が放射性物質に汚染された稲わらや当該稲わらを給与した肉牛について出荷自粛要請を行った場合、当該要請は、中間指針第5の「地方公共団体が本件事故に関し合理的理由に基づき行う指示等」に該当すると考えられます。
2. したがって、当該自粛に伴う減収分や必要かつ合理的な範囲の追加的費用は、政府指示等に係る損害として賠償の対象となり得ます。

問132. 「政府等による農林水産物等の出荷制限指示等」には、肥料、土壌改良資材、培土、飼料等の施用、使用、生産、流通等に係る政府等の指示等も含まれるのか。

(答)

1. 中間指針第5では「農林水産物の生産に関する制限についての指示等」に伴う損害が対象となるとされており、肥料、土壌改良資材、培土、飼料等の施用、使用、生産、流通等に係る指示等は、農産物の生産において特定の資材の利用を制限するために行われたものであることから、この指示等に含まれると考えられます。

問 1 3 3. 堆肥等の生産・流通等の自粛要請を受けた畜産農家、耕種農家や堆肥の流通業者に生じる減収や追加的費用については、賠償の対象となるのか。

(答)

1. 堆肥等の生産・流通等の自粛要請は、農作物の生産において特定の堆肥等の使用を制限するために行われたものであり、中間指針第5の「農林水産物の生産に関する制限について、政府等が本件事故に関し行う指示等」に該当すると考えられます。
2. したがって、当該自粛要請の対象となった畜産農家、耕種農家や流通業者において、堆肥の生産・流通等の断念により生じた減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用は、政府指示等に係る損害として賠償の対象となり得ます。

③いわゆる風評被害

問 1 3 4. 農林水産物の風評被害について、原則として賠償すべき損害と認められる品目・地域について、今回新たに追加された理由如何。

(答)

1. 第二次指針において、農林水産物の風評被害について原則として賠償すべき損害類型として認められた品目・地域は、本件事故による買い控え等の発生状況等に関する調査、分析等が必ずしも十分には行われていない中で、差し当たってその時点で原則として賠償対象と認める類型に該当すると判断できたものに限って示したものとされています。
2. その後、専門委員による市場動向等の調査、分析等が行われ、これにより、第二次指針で示した農林水産物以外にも現に買い控え等による被害が生じていることが確認されたことから、これを踏まえ、当該被害に関し取引を敬遠することが平均的・一般的な人を基準として原則として合理性があると認められる類型について、中間指針において追加して示したものとされています。

問135. 原則として賠償すべき損害の種類の対象となっていない地域において生じた風評被害については、賠償の対象とならないのか。

(答)

原則として賠償すべき損害の種類の対象となっていない地域において生じた風評被害についても、個々の事例又は類型毎に、取引価格及び取引数量の動向、具体的な買い控え等の発生状況等を検証し、その産品や産地の特徴等を考慮して、「消費者又は取引先が、当該産品等について、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有している」と認められる場合には、本件事故との相当因果関係が認められ、賠償の対象となるとされています。(中間指針第7の1の(指針)Ⅲ)②及び2の(指針)Ⅳ)

問136. 農林漁業者やその組織する団体（農協や漁協等）が風評被害として原則賠償対象となっている農林水産物を加工していた場合、当該加工品について生じた風評被害も賠償の対象となるのか。

（答）

1. 農林漁業において、特定の農林水産物及びこれを主な原材料とする加工品に係る買い控え等による被害は、原則として賠償すべき損害とされています（中間指針第7の2の（指針I）①）。（「主な原材料」とは、重量比で概ね50%以上を占めることを目安とするとされています。）
2. したがって、農林漁業者やその組織する団体が、風評被害が原則賠償対象となっている農林水産物を主たる原材料として加工していた場合、当該加工品について生じた風評被害も原則として賠償の対象となります。

問137. 農林水産物について風評被害として原則賠償対象と認められている県内において、当該品目を扱う観光農園、遊漁事業、潮干狩り事業等について生じた売上の減少についても賠償の対象となるのか。

(答)

1. 農林漁業者が運営している観光農園、遊漁事業、潮干狩り事業等における風評被害は、その農園、海、河川等で産出する農林水産物に生じた買い控え等の被害と考えられ、中間指針第7の2の(指針)I)①に掲げる類型に該当する場合は、原則として賠償すべき損害とされています。
2. 観光業に該当するものについては、中間指針第7の3の(指針)I)の類型に該当する場合は、原則として賠償すべき損害とされています。

問 138. 暫定規制値を上回るセシウムが検出された牛肉が流通したことにより、各地で牛肉の価格が低下しているが、原則として賠償の対象となる地域以外の地域で発生した買い控え等による被害については対象とならないのか。

(答)

原則として賠償の対象となる地域以外で発生した牛肉の買い控え等による被害については、個々の事例又は類型毎に、当該被害の発生状況等を検証し、生産・流通の実態、生産に用いられる飼料の汚染状況等を考慮して、当該牛肉について本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、本件事故との相当因果関係が認められ、賠償の対象となります。(指針第7の2の(指針)IV)

問139. 中間指針第7の2のI)において示された農林水産物・食品の風評被害に関する類型には、輸出分に関して生じた損害も含まれるのか。

(答)

中間指針第7の2のI)において示された類型については、農林水産物（加工品を含む）・食品を輸出する場合に生じた買い控え等による被害も含まれます。

問140. 農林水産物の検査費用については、どのような範囲で賠償の対象となるのか。

(答)

1. 政府指示等に係る検査費用については、政府指示等に基づき行われた農林水産物の検査に関し、農林漁業者その他の事業者が負担を余儀なくされたものが、賠償すべき損害と認められます。(中間指針第5の3)
2. 取引先の要求等による検査費用については、買い控え等による被害が原則賠償すべき風評被害の類型として認められた品目・地域に係るものに加え、政府が検査の指示等を行った都道府県において当該指示等の対象となった産品等と同種の農林水産物に係るものが、原則として賠償の対象となります。(中間指針第7の1の(指針)Ⅳ)及び第7の2の(指針)Ⅰ)、Ⅲ)
3. 輸出品に関する検査費用については、本件事故以降に輸出先国の要求(同国政府の輸入規制及び取引先からの要求を含む)によって生じたものが、当面の間、原則として賠償の対象となります。(中間指針第7の5の(指針)Ⅰ)

問141. 輸入船舶の寄港拒否により、輸入商社等に生じた転送コストや海上運賃等の追加的費用は賠償の対象となるか。

(答)

1. 外国船舶が我が国の港湾への寄港を拒否したことによって我が国の事業者が生じた被害については、本件事故の前に既に契約がなされた場合であって、少なくとも平成23年5月末までに寄港が拒否されたことにより発生した減収分及び追加的費用が、原則として賠償の対象とされています。(中間指針第7の4の(指針)Ⅱ)
2. したがって、輸入船舶の寄港拒否がこのような条件に該当する場合には、荷受け人となった我が国の輸入商社、飼料メーカー等に生じた転送コストや海上運賃等の追加的費用は賠償の対象となります。

④いわゆる間接被害

問 1 4 2. 避難指示等により代替可能な原材料の調達に支障が生じた食品事業者の場合、調達までの間に生じた減収や、代替品調達のための費用等の追加的費用は賠償の対象となるのか。

(答)

1. 当該食品事業者の損害は、一定の経済的関係にあった農林漁業者等（第一次被害者）が避難等を行ったことによって生じたものと考えられ、いわゆる間接被害に該当します。間接被害は、間接被害者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合に、賠償の対象と認められます（中間指針第8の（指針）I））。
2. したがって、当該食品事業者のように代替可能な原材料の調達について生じた被害は、中間指針では賠償の対象とされていません。